

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

平成 31 年 (ワ) 第 3 4 6 5 号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか 8 名

被告 国

2022 年 (令和 4 年) 5 月 30 日

原告意見陳述要旨

東京地方裁判所民事第 16 部乙合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺原 真希子
同 南川 麻由子

原告ら本人による意見陳述の要旨は下記のとおりです。

記

第 1 原告大江千束意見陳述

- 1 原告の大江千束です。
- 2 この訴訟を提起して 3 年 3 か月が経ちました。この「結婚の自由をすべての人に」訴訟の原告になること、原告であり続けることは、決して簡単なことではありませんでした。

同じ職場で働くパートナーの小川と私は、裁判にあたっては、職場の理解が不可欠だと考え、事前に上司や同僚にこの裁判をすることをお話しました。幸い応援してくれる同僚もいました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

一方で、一部快く思わない人もいて、次第にこの裁判をしているがために職場での風当たりが強くなっていきました。

(中略)

ここ 1～2 年は心理的に本当につらい日々でした。そのせいで 2 人の関係性がギクシャクしたり体調が悪くなったりもして、正直なところくじけそうになったこともありました。しかし、理解ある友人や知人たちの温かい言葉に励まされ、何とか二人で踏ん張って、ここまでやってきました。同性カップルが婚姻を求める、決して間違っていることをしているわけでもないのに後ろ指を指されるのはおかしい、裁判から降りることだけはしたくない、その思いだけを抱いて、二人で力をあわせて、今日この場に立っています。

- 3 一方で、原告になって良かった、と感じることもあります。私たちは日々、LGBTQ 他の多くの当事者からの相談を受けています。ここ数年は SNS を利用した相談も行っており、SNS 相談には次世代、若年層からの相談が多く寄せられています。7～8 割が中学生、高校生からの相談です。インターネットで様々な情報が溢れかえる昨今ですが、セクシュアリティのことは誰にも話せないでいる、理解されないと思っている、などと辛くて孤独な気持ちを話してくれます。

昨年 3 月 17 日の札幌地裁での判決当日も、私は SNS 相談を行っていました。ある中学生から相談がありました。「札幌の判決を聞いて、同性愛者の自分も将来結婚ができるかもしれないと思い、嬉しくなった。けどこの気持ちを誰にも話せず共有できないので、ここで話したかった」とのこと。希望に満ちた SNS 上でのトークは、子供と言うより孫に近い年の差があっても、私たちのいだ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

く希望と同様です。「きっと、できる！その日を楽しみにしまし
うね」と、伝えました。その後も、この判決を話題にする若年層か
らの相談は続いています。

- 4 そうです。この裁判は、原告の私たちだけではなく、次世代の希望も担っているのです。「希望」は人生の生きる糧になります。社会を動かす力になります。

周りに相談できず、人知れず悩んで SNS 相談に打ち明けるあの子たちに。そして全国で「結婚の自由」を待ち望んでいるひとりひとりの当事者に。真っ暗な絶望ではなく、明るい希望をもたらす、そんな判決を私たちは望みます。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

第 2 原告小野春意見陳述

1 原告の小野春です。提訴から 3 年が経ち、この間に感じてきたことを 3 つお話しします。

2 1 つ目は、法律がないと子供が大きくなっても困る、ということです。

子どもが小さいうちは法律上の家族ではないために入院手続きができなかったり、と困難の連続でした。そして提訴当時は、私はがん治療の直後で、まだ高校生だった子どもたちを残して死ぬことになったら、西川に託せるのかが最大の心配事でした。再発の恐怖はいまだ拭えませんが、この 3 年の間に子どもたちは成人し、新たな心配事が生まれました。それは、子どもに愛する人ができて、そのひとと結婚したいと言い出したとき、お相手や、そのご家族が私たちが家族だと受け止めてくれるのか、ということです。

同性カップルで子育てされてきた先輩方からは、相手のご家族から「そんな家に娘を嫁にやれん」と言われて、子供のために親同士が別れたという話も聞きました。子育てをやり遂げて、子どもが掴んだ幸せをただ祝うことも叶わなかったかぞくを思うと胸が潰れます。子どもの将来を支えたいと願う私たちかぞくをバラバラにしないでください。相手のご家族にも私たち家族を「どう扱えば良いのか」などの心配をかけたくありません。

3 2 つめは、この訴訟中に被告である国から聞いた数々の暴言についてです。

私は、日本は立派な法治国家だから、困っている国民がいることが伝わればきちんと法律を見直してもらえると信じていました。それが

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

まさか「同性愛者でも異性愛者でも、異性と結婚できるのだから同性愛者を差別はしていない」などと言われるとは思いませんでした。

私は、自分が異性愛者ではないと気が付かずに男性と結婚、そして離婚して、子どもたちや元夫だけでなく、相手のご家族や周りの友人たちにも多大なる迷惑をかけました。人生の挫折ともいえる体験を通して私が学んだことは、人はその人らしくしか生きられない、ということです。無理をして同性愛者が異性の人と結婚しても、一生続けるのはとても難しい。わたしも自分にとって自然な相手と結婚し、家族になりたいのです。

4 3つめは、この訴訟の最中に亡くなった、原告の佐藤郁夫さんのことです。

2019年4月、郁さんと私は、一緒に最初の意見陳述をしました。あの時郁さんは「愛するパートナーの手をとって「ありがとう、幸せだった」といって天国へ行きたい」と言いました。しかし病院は、同性パートナーであると名乗ったよしさんを見捨て、わざわざ別室に出て、妹さんにだけ病状を伝えました。よしさんは最後まで病院から直接病状を聞くことはできませんでした。パートナーが危篤である時に、病院は「法律上の家族ではない」という、私たちには変え難いことを突きつけてよしさんの尊厳まで傷つけたのです。

亡くなられた郁さんに会いに仮安置所に行った時、よしさんが受付簿に「知人」と記入していることに気がつきました。あとで「どうして知人と書いたの？」と聞いたところ、「病院のようなことがあっては困る、郁さんに会えなくなるわけにはいかない」と涙なが

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

らに説明されました。郁さんが亡くなって 1 年半。よしさんはいまも涙ぐみます。

- 5 3 年前、私はここで「家族になりたい」とまっすぐに言えたけれど、この裁判を通して、国は私たちを認めたくないのだ、と感じるようになってきました。素直にこの言葉を言うには傷つきすぎてきました。けれど、最後の機会です、もう一度心の中にある願いをこの場で言います。私たちは家族になりたいです。ただそれだけなのです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

第 3 原告西川麻実意見陳述

- 1 原告の西川麻実です。裁判長、裁判官、国の代理人の皆さまに申し上げます。

たとえば、ご自分は好きな人と結婚して家族を得ているとします。その一方、ご自身の兄弟が、親友が、職場の仲間が、ご自身の子供が、好きな人と家族になれないという状況に置かれているとしたら。「好きな人と家族になれないのは仕方ない。別の人を選べばいいではないか」とか、「法的な保障のない中で、国から家族だと認められなくても、自力でやっていけばいいではないか」とか、一人の人間として、心の底から言えるでしょうか。

- 2 私たち「性的少数者」について、「この法廷で性的少数者を初めて見た」という方もいらっしゃるかもしれません。しかし、本当は私たちのような性的少数者は、言わないでいるだけで、いつでも皆さまの周りにどこにでも居るのです。

私には、友人の結婚式で満面の笑顔で「おめでとう」と言いながら、自分は好きな人と法的な家族になれないという苦い思いを噛み締めていたことが何度もあります。皆さまの今までに出てきた結婚式にも、そういう私のような人が居たのです。

私の職場の朝礼で、ある人が、忌引きで数日間欠勤した折、仲間のサポートが得られたことにお礼を述べました。それを聞いて私は、自分は長年連れ添った相手が亡くなっても、忌引きではなく有給休暇を使ってひっそりと弔うことになるだろうと思うと、胸が苦しくなりました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

実際、佐藤郁夫さんが亡くなった時に、よしさんは職場に言えず、有給休暇を取ったと言います。もし、私が長年連れ添った相手が亡くなり、そのことを職場に告げ、忌引きの申請をした時に、「法的には家族にも親族にもあたらないので、忌引きの対象外」などと言われたら、心がバラバラに砕け散ってしまうでしょう。

今までも、職場で、たとえば家族手当や家族への福利厚生を求めるときに小野や小野の子供を「家族」として含めて申請すると、「法的な家族ではないから」いつも断られてきました。

私には、よしさんの体験が、自分のことのように迫ってきました。このように、長年連れ添った相手が亡くなっても、忌引きも取れない、周囲に悲しみを言うことも出来ない、職場の仲間が、今までも、皆さまの周りに居たのです。

こういった友人や仲間、胸を張って、それは不平等ではない、差別はない、と言えるのでしょうか。

- 3 不正義を正し、より良い未来をつくるために、この仕事に就かれ、それで、今、その席に座られているのだと思います。良心に従った公正な判決を、心よりお願い申し上げます。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

第 4 原告ただし意見陳述

- 1 原告のただし、こと、廣橋 正です。
- 2 僕と同じ原告の佐藤郁夫さん（郁さん）は昨年 1 月に亡くなりましたが、病院に入院している数週間、パートナーであるよしさんは一度も家族とみなされることはなく、病院から連絡さえもらえませんでした。

今年の 1 月に僕とパートナーのかつは、田舎町に家を買って、大型犬を連れて引越しました。

そしてその時に考えました。16 歳年上の僕が倒れたり意識がなくなった時には、かつに直接連絡がいくように、病院でどのような処置をするのかかつが判断できるようにしておきたい。亡くなった後の遺産もきちんと相続出来るようにしておきたいと。

そのために僕たちに出来ることは、公正証書を作っておくことしかありません。

でも、身元保証契約から死後事務委任契約までいくつもの公正証書を制作し役場で申請するには 20 万円以上かかります。なんで僕たちだけがパートナーを守るためにこんな手続きをしなければならないのでしょうか？

一方で、「私たちは結婚出来るけど、あなたたちはパートナーシップ制度を活用すればいいじゃない」という考え方も世間にはあるようです。

僕たちの住む地域では導入されていませんが、たとえ同性パートナーシップ制度があったとしても僕たちは入るつもりはありません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

なぜならば、法的効力がないからです。

結婚によって得られる社会保障は 1500 以上あると友人に聞きました。

それは、人生という道を走るバスに例えると、男女のカップルはいつでも安全に守られたバスに乗ることができます。

でも「あなたたちセクシュアル・マイノリティは手続きさえすれば私たちとは別のバスで、その自治体内だけのバスなら乗ることが出来ますよ」と言われているみたいです。

僕たちからするとそれは差別であり、酷く尊厳を傷つけられます。

- 3 僕は今 53 歳ですが、いつか自分が死んでしまってどこかで神様に会ったら、神様が僕に「あなたは地球でいったい何をやって来たんだね？」と尋ねることを想像することがあります。

今のところ僕の人生は、パッとしない人生のような気がします。でも自信を持って神様に話すことがあるとしたら、パートナーのかつを心から愛したこと。そして、この裁判の原告になったことです。

性的指向や性自認に関わりなく、誰もが結婚できる世の中は、いつかこの国にやってくるのでしょうか？

答えは Y E S。100% やって来ます。それは、世界を見れば明らかかなことです。

でも、実現するのは近い将来なのか、もう少し先なのかはわかりません。そしてその扉を開くことができるのは、ここにお座りの裁判官のみなさんなのです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

僕は物心ついた頃から、好きになる人も興味の対象もずっと男性でした。その頃からいつも思っていたことは、「自分は人間の出来損ないなのだろうか?」「自分なんか生まれて来なければよかった」ということでした。

そして、そんな気持ちを抱えたまま 30 年以上、僕は自分のセクシュアリティを人に言うことなく息を殺しながら生きてきました。

自分の好きな人と結婚することができない。パートナーを社会から家族として認めてもらえないことによって、自己肯定感が持てず、自分の将来が思い描けず、長い間僕は自分のことを他の人よりも劣った存在のように感じてきました。

でも、これからの若い人たちには、僕と同じような思いを誰ひとり味わって欲しくないのです。

今、こうしている間にも、学校でいじめを受けているセクシュアル・マイノリティの若者が、生命の危険にさらされているかもしれません。会社で偏見の目に晒され、夜も眠れずにもがき苦しんでいる人がいるかもしれません。

これは、一刻を争う人権問題です。

4 世界の国々では、セクシュアル・マイノリティにおける結婚の道は、ことごとく裁判によって開かれて来ました。

その日がこの国に 1 日でも早く訪れるように。セクシュアリティに関わりなく、誰もが自分の愛する人と結婚できる権利が与えられるように。

どうか今、この時代の日本で生きる裁判官にしか出来ない決断をお願いします。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

そしていつか神様に会うことがあったら、この裁判の話を裁判官の口からしていただきたいと思います。

以 上